

毎週火、
四年
四月十五日第
金曜日発行(但休日を當るときは翌日)
三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇ 告示

馬伝染性貧血等の検査、駆除

土地改良区設立認可

土地改良区の定款変更

新規土地改良事業の決定

土地改良区役員の退任及び就任

保安林の指定解除

昭和三十三年度森林区実施計画の公表

産業教育手当の支給に関する規則

告 示

鳥取県告示第四十三号

次のように馬伝染性貧血、牛の肝つて、検査及び駆除を実

施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定により馬及び牛の所有者に対して検査並びに駆除をうけることを命ずる。

昭和三十三年二月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 馬伝染性貧血、牛の肝て、つ、予防のため

二 實施の区域 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

馬伝染性貧血検査……馬

肝て、つ、検査……牛、ただし生後三箇月以内分娩前後一

箇月以内のものを除く。

四 實施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

馬伝染性貧血検査……一 チヨツケ試験管法による赤

血球数検査

二 担鉄細胞検査

肝て、つ、検査……皮内注射反応、虫卵検査法

肝て、つ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

一 馬伝染性貧血検査（所子）

実施期日

実施区城

実施場所

二月二十四日 西伯郡名和町光徳、名和

畜検査場
光徳、名和家

二十五日

大山町所子

庄内、所子

十一日

中山町蓬坂

蓬坂

二十六日

大山、高麗

大山、高麗

十二日

名和町光徳

光徳

二十七日

淀江町淀江、大和

淀江、大和

十三日

庄内

名和

二十八日

大山町大山

大山

十四日

大山町高麗

高麗

三月一日

淀江町宇田川

宇田川

十五日

所子

所子

二 牛の肝てつ、検査並びに駆除（所子）

実施期日

実施区城

実施場所

二月二十四日

西伯郡淀江町宇田川

宇田川家畜検査場

二十五日

大和

大和

二十六日

大和

大和

二十七日

大和

大和

二十八日

大山町大山

淀江、赤松

二十九日

大山、高麗

大山、高麗

三十日

大山町高麗

大山、高麗

三 牛の肝てつ、検査（船岡）

実施期日

実施区城

実施場所

二月十六日

八頭郡郡家町中私都

下津黒家畜検査場

十七日

下私都

大坪

十八日

八頭村八東

才代

十九日

河原町西郷

牛の戸

二十日

散岐

佐貫

鳥取県告示第四十四号

東伯郡羽合町大字宇野村中多三ほか十四人の者から設立認可申請のあつた宇野山土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第二項の規定により、昭和三十三年二月一日成立した。

昭和三十三年二月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十三年二月十五日から同年三月六日まで

三 縦覧の場所

東伯郡大栄町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対しして異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて

知事に申し立てること。

鳥取県告示第四十六号

鳥取県知事 遠 藤

茂

第一土地改良区から、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により新たに行

人事委員會規則

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第八条第七項の規定による昭和三十三年度森林区実施計画を昭和三十三年二月十四日から次の場所において公表する。

昭和三十三年二月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

公表の場所

1 烏取県庁

2 東部、中部、西部山林事務所

3 各市町村役場

人事委員会規則

産業教育手当の支給に関する規則をここに公布する。

鳥取県知事 遠藤茂公表の場所

黒田典吉元第三十一号

第一条 この規則は、高等学校の教育職員に対する産業教育手当の支給に関する条例（昭和三十二年十一月鳥取県条例第四十二号）第五条の規定に基き、産業教育手当の支給に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 産業教育手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。

2 東部、中部、西部山林事務所

3 各市町村役場

人事委員会規則

鳥取県人事委員会規則第一号

00491

昭和三十三年一月十四日

鳥取縣知事遠

卷之三

- 2 任命権者は、産業教育手当の支給を受ける資格の生じた者のある場合には、そのつど人事委員会の承認を得なければならない。
- (支給方法)
- 第五条 産業教育手当は、月の一日から末日までを計算期間とし、一の計算期間の分を次の計算期間における給料の支給期日に支給する。但し、時間数の報告がおくる場合等で給料の支給期日に支給することができないときは、給料の支給期日後において支給することができる。
- 2 給料月額が、職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第六条又は第十二条の二の規定により算出されている者並びに職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十六年九月鳥取県条例第四十号）第三条の規定により減給されている者に対する産業教育手当の額は、その月に支給されたその者の給料月額に百分の七を乗じて得た額とする。
- 3 第三条及び前二項に規定するもののほか、産業教育

定める時間数を前項第一号に定める関係時間数に加算するものとする。

一 全日制課程における実習主任の職にある者 五時間

問

二 二以上の校舎を兼務する者一週間のうちで兼務することとなつてゐる日一日につき一時間

三 定時制課程のうち、ホームプロジェクトを実施する分校に勤務する者 二時間

四 ホームプロジェクトを実施する全日制課程に勤務するものでホームプロジェクトの指導に従事する者 三時間以内

3 前項第四号の規定に該当する者及びその者の時間数については、任命権者が人事委員会と協議して定めるものとする。

第三条 前条第一項の規定に該当しない者のうち、月の一日から末日までの間ににおいて授業を行うこととなつてゐる日のうちで次の各号の一に該当する日が通算して十六日以上ある者には、当該月における産業教育手

当は支給しない。

一 公務により旅行を命ぜられた日（修学旅行又は校外実習のため生徒を引率する場合を除く。）

二 前号以外の日で正常の時間割に基く授業を行わな

い日

三 前条第一項各号に該当した期間中における日

四 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第五号）第二条及び職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年鳥取

県人事委員会規則第二十号）第二条及び第三条に該当し勤務しなかつた日

五 任命権者の承認を得ずして勤務しなかつた日

六 休職又は停職を命ぜられた期間中の日

（科目の認定等）

第四条 実習を伴う農業又は水産に関する科目は、高等学校學習指導要領において、農業課程及び水産課程について定められた科目のうち、人事委員会が任命権と協議して定める科目とする。